

# 研究推進協力校設置要綱

郡山市教育委員会

(設置)

第1条 学校教育指導の重点や教育委員会が推進する施策等を踏まえた、先導的な実践及び研究の成果を市立小・中・義務教育学校へ普及することにより、本市学校教育の充実・活性化を図るため研究推進協力校（以下「協力校」という。）を設置する。

(研究内容)

第2条 協力校は、次の各号に掲げる実践及び研究を先導的に推進する。

- (1) 「確かな学力」の育成に関すること。
- (2) 「豊かな心」の育成に関すること。
- (3) 「健やかな体」の育成に関すること。
- (4) 「郡山市教育関連施策、または今日的教育課題」に関すること。
- (5) 「特色ある教育活動」に関すること。

(運営)

第3条 協力校は、次の各号に配慮しながら運営する。

- (1) 効果的に研究が進められるよう研究体制を確立すること。
- (2) 教育委員会と密接な連携のもと継続的・実践的な研究を進めること。
- (3) 児童生徒の実態を踏まえ、好ましい変容を目指して実践すること。

(認定)

第4条 協力校については、希望があった小・中・義務教育学校のうちから第2条に規定する研究内容及び前条に規定する運営をもとに検討し、郡山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、これを認定する。

(期間)

第5条 協力校の認定期間は、委嘱された日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(計画書等の提出等)

第6条 協力校は、指定された期日までに別に定める計画書及び報告書を教育長へ提出しなければならない。

(成果等の普及)

第7条 協力校は、研究推進協力校だより、授業研究会等を通して、随時、市立小・中・義務教育学校へ研究の成果等の普及に努めるものとする。

(会議)

第8条 協力校に関する会議は、教育長が招集する。

(庶務)

第9条 協力校に関する庶務は、教育研修センターにおいて行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。